

承認第 1 号

専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 7 月 29 日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

理由

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という。）において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について規定し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）附則第 1 条の 2 の規定を引用して新型コロナウイルス感染症を定義していたところ、特措法の改正（令和 3 年 2 月 13 日施行）により当該引用箇所が削除されたことから、条例を早期に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 13 日付けで専決処分を行ったものである。

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
下記のとおり専決処分する。

記

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について（別紙）

令和 3 年 2 月 13 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
附 則 第 1 条～第 4 条 （略） （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第 5 条 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u>	附 則 第 1 条～第 4 条 （略） 第 5 条 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u>